

議第35号

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例案

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士